

「災害医療について」

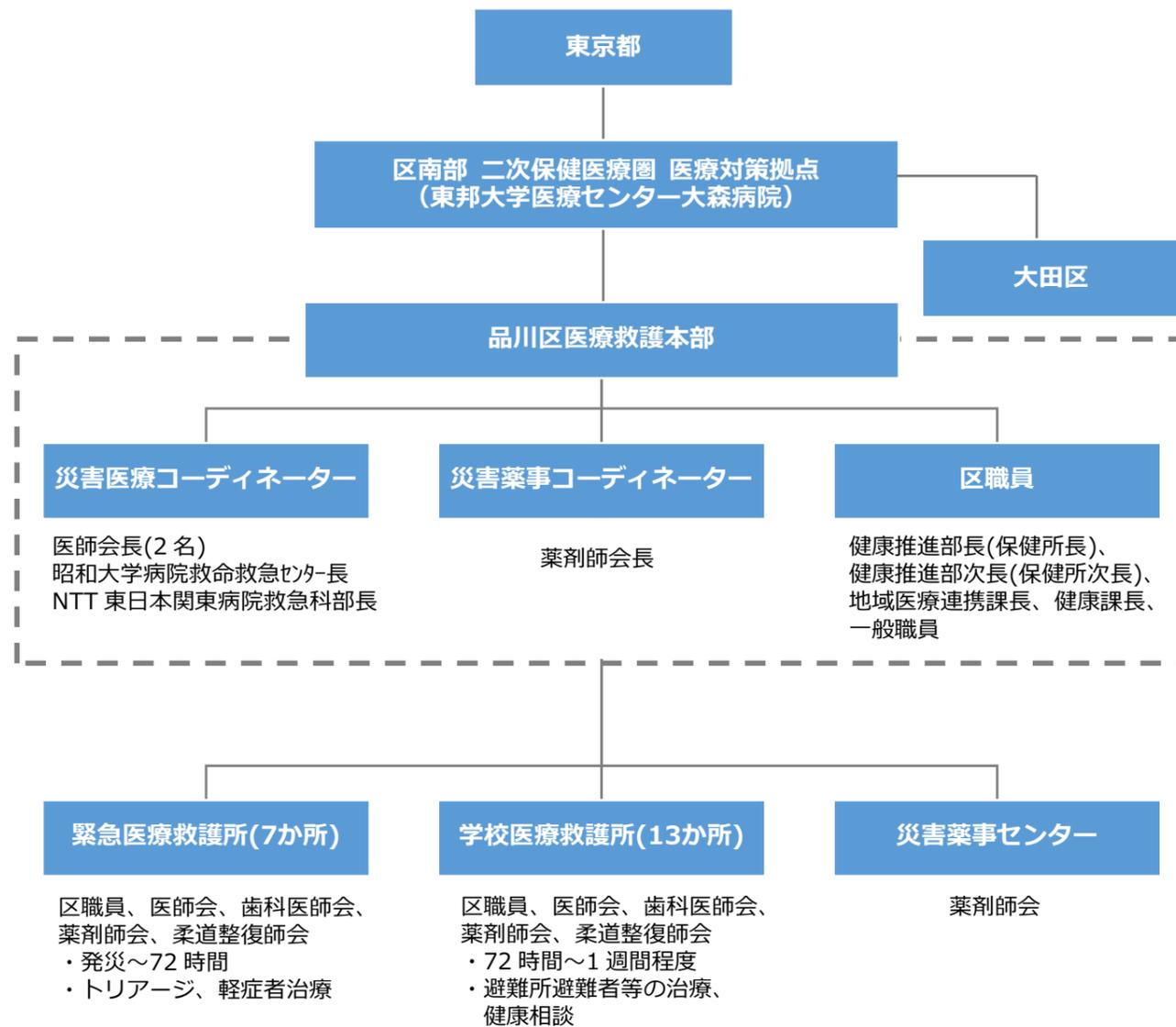
1. 災害時の体制

発災時において健康推進部は、保健衛生部として医療救護活動を行う。医療救護本部を設置し、医師会、歯科医師会、薬剤師会、柔道整復師会、区内病院等と連携を取りながら、緊急医療救護所や学校医療救護所を開設する。

発災直後からおおむね72時間までの間、区内7カ所の病院の門前などに「緊急医療救護所」を設置し、トリアージや軽症者の治療等を行う。72時間以降からおおむね1週間までは「学校医療救護所」を設置する。

品川区と大田区は、区南部二次保健医療圏に属しているため、東邦大学医療センター大森病院と連絡調整を行う。

【体系図】



	緊急医療救護所	学校医療救護所
期間	発災後から72時間まで	72時間後から1週間程度
目的	重症度に応じた適切かつ迅速な医療の提供 ・発災直後は、多数傷病者に対する優先順位が必要 ・病院前トリアージを実施して、中等症者、重症者に対する災害拠点病院などの診療機能を確保	地域住民に対する医療機能の提供 ・地域医療が回復するまで医療機能の確保が必要 ・避難生活の長期化による被災者の健康管理など
場所	災害拠点病院など7カ所の近接地等(病院敷地内を含む)	区内13カ所の学校避難所の保健室等
開設時間	24時間	9～19時(9～14時、14～19時)
機能	・トリアージ ・軽症者(慢性疾患等を含む)に対する治療 ・(必要に応じて)中等症者・重症者に対する搬送までの応急処置	・避難所避難者や在宅避難者に対する治療 ・避難者等に対する健康相談など
医療救護	医師会、歯科医師会、薬剤師会、柔道整復師会	医師会、歯科医師会、薬剤師会、柔道整復師会

2. 令和6年度の訓練実績

例年、全庁的に実施する風水害災害対策本部訓練、区内一斉防災訓練(災害対策本部訓練)のほか、医師会、歯科医師会、薬剤師会、柔道整復師会、区内病院とともに、緊急医療救護所訓練、学校医療救護所訓練を実施した。

- 7/18(木) 医療救護本部 (区役所・風水害) 22人(区22)
- 11/24(日) 緊急医療救護所(昭和大学病院) 26人(区14、医7、歯2、薬1、柔2)
- 11/29(金) 緊急医療救護所(NTT東日本関東病院) 20人(区8、医8、薬2、柔2)
- 12/8(日) 学校医療救護所(品川学園) 22人(区8、医5、歯4、薬3、柔2)
- 12/8(日) 学校医療救護所(豊葉の杜学園) 17人(区7、医3、歯3、薬2、柔2)
- 12/8(日) 医療救護本部(区役所・震災) 18人(区18)

